

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長　臼澤 勉

1 日時

令和7年3月19日（水曜日）

午前10時0分開会、午前11時54分散会

（うち休憩 午前10時39分～午前10時41分）

2 場所

第4委員会室

3 出席委員

臼澤勉委員長、工藤剛副委員長、五日市王委員、郷右近浩委員、軽石義則委員、

神崎浩之委員、高橋穏至委員、中平均委員、田中辰也委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

高橋担当書記、畠中担当書記、工藤併任書記、佐々木併任書記、刈谷併任書記、

松本併任書記

6 説明のため出席した者

(1) 商工労働観光部

岩渕企画理事兼商工労働観光部長、橋場副部長兼商工企画室長、

小野寺経営支援課総括課長、三河定住推進・雇用労働室長、

齋藤商工企画室企画課長、小野寺定住推進・雇用労働室雇用推進課長、

菅原定住推進・雇用労働室労働課長

(2) 県土整備部

上澤県土整備部長、岩崎技監兼河川港湾担当技監、

加藤副部長兼県土整備企画室長、菅原道路担当技監、小野寺まちづくり担当技監、

高井参事兼建築住宅課総括課長、高橋県土整備企画室企画課長、

菊池県土整備企画室用地課長、久保田建設技術振興課総括課長、

小野寺道路建設課総括課長、高瀬道路環境課総括課長、

馬場河川課総括課長、君成田砂防災害課総括課長、澤田都市計画課総括課長、

佐々木下水環境課総括課長、伊藤港湾空港課総括課長

7 一般傍聴者

3人

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(議 案)

議案第51号 岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

(請願陳情)

- ア 受理番号第54号 令和7年度岩手地方最低賃金改正についての請願
- イ 受理番号第55号 2025年度最低賃金引き上げに関する請願

(2) 県土整備部関係審査

(議 案)

議案第74号 岩手県立高田松原津波復興祈念公園の指定管理者を指定することに關し議決を求めることについて

(3) その他

- ア 次回の委員会運営について
- イ 委員会調査について

9 議事の内容

○白澤勉委員長 ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第51号岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小野寺経営支援課総括課長 議案第51号岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

お手元に配付しております議案第51号岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例案の概要により説明させていただきます。

1の改正の趣旨及び2の条例案の内容でありますと、知事が岩手県信用保証協会からの求償権の放棄等の申請を承認することができる場合に、当該求償権の放棄等が株式会社地域経済活性化支援機構法に基づく特定支援決定が行われた中小企業者等に係る債務の弁済に関する計画等に基づくものであることを加えるなど、所要の改正をしようとするものです。

3の施行期日については、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○白澤勉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

次に、商工労働観光部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 54 号令和 7 年度岩手地方最低賃金改正についての請願及び受理番号第 55 号 2025 年度最低賃金引き上げに関する請願、以上 2 件は関連がありますので一括議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○菅原労働課長 受理番号第 54 号令和 7 年度岩手地方最低賃金改正についての請願及び受理番号第 55 号 2025 年度最低賃金引き上げに関する請願につきまして参考説明を申し上げます。

まず、お配りしております資料の 1 ページをごらんください。1 の地域別最低賃金の決定方法についてです。本県におきましては岩手労働局長が最低賃金法に基づき、地域の実情を踏まえ、岩手地方最低賃金審議会の調査、審議を経て決定することとされております。

次に、2 の本県の最低賃金の状況です。地域別最低賃金の審議に当たりましては、厚生労働大臣が中央最低賃金審議会に対し地域別最低賃金改定の目安について諮問しまして、当該審議会から示される引き上げ額の目安を参考にしながら審議が行われます。なお、地域別最低賃金の表示単位は時間額表示に統一されているところであります。

次に、産業別の特定最低賃金です。労働者または使用者の代表者から一定の事業、職業についての最低賃金決定の申し出があった場合、岩手地方最低賃金審議会において審議が行われるもので、特定最低賃金の改定状況につきましては、資料のとおりですけれども、本県の場合、六つの産業が設定されております。そのうち、各種商品小売業と百貨店、総合スーパーにつきましては据え置くということになっております。この場合、特定最低賃金が地域別最低賃金を下回っているため、こちらにつきましては地域別最低賃金が適用されるということになります。

続きまして、資料の 2 ページをごらんください。地域別最低賃金の引き上げ額の目安につきましては、都道府県の経済実態に応じたランク分けが行われておりますが、令和 4 年度までは 4 ランクでしたけれども、令和 5 年度からは地域間格差の是正を図るという趣旨から 3 ランクに見直されております。東京都や神奈川県等は A ランクで、本県を含めて

13 県がCランクに位置づけられているところです。現在施行されています本県の地域別最低賃金は952円、全国加重平均では1,055円、最高額は東京都が1,163円という状況になっています。岩手労働局によりますと、最低賃金の履行確保を図るため、事業所に対し年間を通しての周知や指導を行っているほか、最低賃金改定後には最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を行っているとのことでございます。

次に、3番、国及び県の中小企業支援策でございます。国では、中小企業の相談窓口の開設、紛争解決の支援を実施しております。今期におきましても、岩手県働き方改革推進支援センターや公益財団法人いわて産業振興センターによる下請かけこみ寺が対応しているところです。そのほか、次ページにお進みいただきまして、業務改善助成金による企業の賃金の引き上げの取り組み支援、そういうことなどを行っております。

さらに進んでいただきまして、4ページをごらんください。県におきましては、産業振興や企業の収益力向上に向けた取り組みを強化しております。最低賃金も含めた地域の賃金水準の引き上げにも反映されるよう努めているところです。また、中小企業者の持続的な賃上げに向け、中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助による生産性向上に向けた取り組み、また現在実施しておりますが、物価高騰対策賃上げ支援金による賃上げ原資の補填、そういうことによりまして中小企業者の賃上げ環境整備の促進に取り組んでいるところです。説明は以上です。

○白澤勉委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○神崎浩之委員 最初に資料の確認ですが、2ページ中段右側黒枠の令和6年の岩手県が第5位で、第1位の宮城県が951円というのは合っていますか。

○菅原労働課長 宮城県の数字は誤記でございますので、今確認してお答えしたいと思います。申し訳ございませんでした。

○神崎浩之委員 宮城県の最低賃金はたしか973円ですので、岩手県と20円ぐらい差があります。一関市は県境に位置しており、企業の方は雇用の関係で宮城県の最低賃金をすごく意識していて、私も意識しているので、違うかと思いました。

それで質問ですが、最低賃金が上がる、賃金が上がるというのは非常にいいことなわけですけれども、果たして県内の中小企業、小規模事業者がこれからも賃金を上げ続けられる環境にあるのでしょうか。最低賃金を59円上げて、それに対して県は60円の支援金を出したということ、私は今でも非常にこだわっているのですが、それはそれとして、防衛的賃上げという言葉も言われております。例えば、各企業からアンケートを取って、防衛的賃上げだったのか、これからも賃金を上げ続けられる余力があるのか、それを調査したかどうかわかりませんが、実際問題として、岩手県内の中小企業、特に小規模事業者がそういう環境にあるのか、肌感覚でもいいので、商工労働観光部ではどう捉えているのかお聞きします。

○小野寺経営支援課総括課長 県内の中小企業、小規模事業者が賃上げしていくために今余力があるのかと問われますと、なかなかそこは、余力がありますという状況ではない

と思います。エネルギーや原材料の価格が上昇してコストが上がっていても、取引において価格転嫁が十分に進んでいないところが一番大きいと考えています。また、価格転嫁とあわせて、生産性向上によって収益力を高める、この両輪で取り組みを進めていかなければ、賃上げを持続的に行っていく体質にはなりづらいのだと思います。したがいまして、その部分を我々も力を入れて取り組んでいく必要があると考えています。

○神崎浩之委員 私も同じ感覚で、県内の中小企業、小規模事業者は賃上げができる環境にはないと思います。たしか前にもお話ししたことがあります、利益がないまま無理な賃上げだけが進んでいくと、例えば従業員を5人から4人に減らさなければならない、1週間の勤務日数を5日から4日に、勤務時間を7時間から5時間にしなければならないというふうに、企業が立ち行かなくなるのではないかということを心配しているのです。会社がひっくり返るということは社員もひっくり返るということですね。だから、決して経営者だけのためではなく、さまざまな関連する企業、それからもちろん従業員が、無理な賃上げによって路頭に迷うことがないのかということを非常に心配しています。

それと、請願に5年間で最低賃金を1,500円に引き上げるとありますが、例えば今1,000円にしても、毎年これから100円ずつ上げなければならない。今回の59円でさえしんどいのに、実際問題として、毎年100円ずつ上げていくことが岩手県の企業に可能なのかを商工労働観光部長にお伺いしてから、請願の取り扱いについて決めていきたいと思います。

○岩渕企画理事兼商工労働観光部長 我々も一般質問等で答弁しておりますが、県内の中小企業の多くが防衛的な賃上げを余儀なくされている、厳しい経営環境に置かれているという認識です。

そうした中で、今実施しているような賃上げ支援金の恒常化が必要ではないかという御意見もいただいております。しかしながら、我々が目指すところは消費の拡大と賃上げの好循環を生み出していくことですので、そこに集中して取り組みつつ、経済環境、社会環境を見ながら支援を考えていくことになると思っております。可能かどうかの答えにはなりませんが、そういうふうに考えております。

○輕石義則委員 資料にもありますが、一気に最低賃金が増額されたことにより、いろいろな影響が出ているというのは県議会でも議論されてきたところです。まず、岩手県内に、最低賃金を基準としてどのぐらいの方が働いているかを皆さん把握しているか、また、どのような業種にその方々が分布しているか、これは県の調査ではなかなか全てを明確に把握できないかもしれませんけれども、これまでもある程度、県の調査をもとにいろいろな支援対策を取ってきたと思うのですが、その部分はどう把握されているでしょうか。

○菅原労働課長 岩手地方最低賃金審議会による令和6年最低賃金に関する基礎調査結果の推計によりますと、最低賃金時給59円引き上げ後の952円を下回っている5万3,159人のうち、引き上げ額と同額の59円以上の引き上げが必要となる労働者は1万

1,681人となっております。

なお、この調査では、業種は不明です。

○**軽石義則委員** かなりの人が最低賃金の枠の中で働いていただいているという実態があるということだと思います。

防衛的賃上げということで、企業も人材確保のためにいろいろと知恵を出して雇用を維持、継続していただいていると思います。ただ、やはり支払い能力、原資がなければ、当然支払いができないわけですが、県のいろいろな支援策について、経営者の皆さんからも非常にありがたいという声も届いております。その評価を今どのように捉えているか、改めてお聞きします。

○**菅原労働課長** 物価高騰対策賃上げ支援金につきましては、前回の状況を見ますと、基本的には小規模な事業者を中心に御活用いただき、助かったとか、そういう声をいただいていると受け止めております。

○**軽石義則委員** 人手がなければできない仕事の部分に携わっている方々が多いのではないかと思います。最低賃金は生活をする上での最低基準ですから、本来、全国一律、同一価値労働、同一賃金というのが基本ですが、それぞれの地域の経済情勢があるということ、法律でも地域別最低賃金を決めているというのはそこにあるのだと思います。とすれば、岩手県がこの間まで全国最下位で、労働力が県外に流出しているという声もあったわけですけれども、それを今年度の改定により、企業の皆さんにとっても、人を確保する上で、非常にプラス要素が出たのではないかと思います。それを県もしっかり支援しているというのが今の実態ではないかと思います。

先ほど法令違反の監督もしっかりとやっているというお話をしたが、今回の最低賃金の引き上げによって、それを下回る、いわゆる法令違反の事業所については岩手労働局が把握していますが、県としてはその部分をどのように把握しているのですか。

○**菅原労働課長** 岩手県としては数字を把握していませんが、厚生労働省労働基準局の労働基準監督年報によりますと、令和5年度——令和6年1月から3月の期間に、最低賃金法の履行確保を主眼として実施した監督指導の件数は1万5,485件で、このうち、いわゆる最低賃金法第4条違反、最低賃金を満たしていないと認められたものは1,633件という統計があります。

○**軽石義則委員** 全国的な統計は出されていないと思いますが、岩手県では、いわてで働く推進協議会の中に岩手労働局も入っていますので、そういう情報をきっちり提供してもらうよう県からも働きかけるべきだと思います。そういう生活実態をしっかり把握した上で対策を取っていかなければなりませんし、今回の請願においても、国がしっかり支えていくという裏づけで1,500円という方針を決定しているとすれば、県も国と連動して、その支援策を引き続き行っていかなければならないと思います。まずは、今回の請願はそういうことも含めて求められているということがわかりました。

特定最低賃金についての説明もありましたが、岩手県は各種商品小売業及び百貨店、総

合スーパーでかなり据え置きになっていますが、現状、閉店も含めて事業が縮小しているのではないかでしょうか。もっと言えば、そこに勤める人の確保もかなり厳しくなっていることもあり、やはり改定すべきだという要求も出されているようですが、この現状はどういう要因があるのか、把握されているですか。

○菅原労働課長 御指摘の各種商品小売業及び百貨店、総合スーパーの関係でございます。以前、岩手労働局に確認したところ、平成29年の改定に際して、従業員50人未満の小売業まで特定最低賃金を適用しなくてもよいのではないかという意見があり、50人以上の百貨店、総合スーパーを新設し、実質的に切り替えることとしたため、各種商品小売業につきまして平成29年以降に労使から改定の申し入れがないということです。

一方で、百貨店、総合スーパーの据え置き理由につきましては、聞き取りしたところ、やはり近年の業績が好ましくないこと、また、新型コロナウイルス感染症の影響等もありまして、経営的に上げるべきではないという意見も出たことなどから、全国的にも百貨店、総合スーパーの設定がある都道府県で上げたところは少なかったと伺っております。

○軽石義則委員 状況としては、そういう新型コロナウイルス感染症、物価高等を含めて、いろいろな環境もあるということだと思います。

また、国、県でもいろいろな支援策を取った上で、いわゆる相談として、今さきに現場の声を受け付けています。下請かけこみ寺の設置なども資料として載っており、今年度の相談件数は2月末時点77件ということですが、どのような内容ですか。

○菅原労働課長 下請かけこみ寺の関係でございます。ここはいわて産業振興センターが窓口ですけれども、相談状況については、買いたたきに関する相談は全体としては多くないと伺っております。ただし、県内企業は中小企業が多く、大手企業と下請関係にあるため、今後の取引を考えると無理に交渉しようとする事業者は少ないのではないかという意見も伺っております。

また、人件費の上昇も含めた価格転嫁につきまして、現在では応じてもらうケースもあるとは伺っています。そのほかの相談事例としては、工事代金の未収、あとはインボイスを未導入の中小企業者において、取引先からの取引停止や一方的な契約額の減額を求められるケースなどの相談があると伺っているところでございます。

○軽石義則委員 請願の中身に下請単価の話もありますが、今そういう意味ではありませんが、相談は来ていないということですけれども、年金のことはなかなか我々で議論することは難しいですが、業者や農業、自家労働の賃金も含めて、全体で一律の最低賃金も求められているようです。そういう実態把握はできていますか。

○菅原労働課長 ただいま御指摘があった下請単価等については、県としては把握しておりませんが、県では県契約を通じた適正な労働条件の確保に向けた取り組みとして、指定管理や委託事業において、最低賃金違反がないか、社会保険に入っているかというような労働条件がきちんと守られているかの確認は行っているところです。

○軽石義則委員 金額についてはなかなか把握も難しいし、そのことによってどのように

な影響が出ているかも今の段階ではなかなか把握しづらいと思います。そういう意味でも、やはり今回の請願は最低賃金です。岩手県は最低賃金が1,000円以下ですけれども、2,000時間働いて200万円に達しないわけですから、この物価高を含めて、そういう中で生活をするということがいかに大変かということです。この請願の中身には、整理しなければならないところもありますけれども、国会でも議論されておりますが、制度でその部分を救済していく方法も考えなければならぬのではないかと思います。手取りが上がればその分消費に回って、消費に回れば企業が潤って、企業が潤ったらその分をまた原資として配分していくという、この流れが一番大事ではないかと思うのです。そういう意味でも、最低賃金は一定確保していかなければならぬと思いますが、この部分についてはどうでしょうか。

○菅原労働課長 最低賃金の確保というお話だと思うのですが、軽石義則委員のおっしゃるとおりかと思います。県としましても、最低賃金審議会や国の動向をしっかり見ながら、適切に対応していきたいと思います。

○高橋穂至委員 今のやり取りで大体は出てきたと思うのですが、請願の中で気になるというか、ポイントになるのはやはり1,500円という数字です。ざっくり月160時間として計算とすると、今の最低賃金では15万円ほどで、これを5年後には24万円にしなければなりません。毎年1万6,000円以上を上げていかなければならぬことが現実的かということが一番引っかかります。先ほど、軽石義則委員の質疑にもあったとおり、岩手県の現状を見る必要があると思うのですが、県は今回支援策として補助金を出しますが、毎年100円以上を上げるとなると、その補助を続けていけるのですか。

○菅原労働課長 今後につきましては、実際に最低賃金なり実質賃金といった賃金の動向を見ていかなければいけませんし、また、当然県内の中小企業の状況などもお伺いしながら、どのような形の対策が大事かをきちんと見極めながら、今後の対応を検討していくものだと考えているところです。

○高橋穂至委員 今までの質疑にもあったとおり、大事なのは賃上げできる環境をどうつくっていくかであり、それが見えなければ絵に描いた餅に終わってしまいます。スーパーがどんどん廃業するのは、単なる人手不足というよりも、結局、賃金が上げられず商売ができないためですから、企業も同じことになると思います。県では賃上げ補助金という一つの補助を出しましたが、これは一時的なものですから、行政として中小企業を支援して、恒久的な賃上げに結び付けていく効果的な施策は他に何があるでしょうか。県だけではなくて国もそうですが、そういったものが見えるような内容の請願なのかというと、今回は数字ありきの部分が少し引っかかります。人手不足などを考えれば、都会との差を縮めるのは大事だと思いますし、前回の1,000円というのは、何となく見えるかなということで賛成しましたが、5年間で1,500円は、ちょっと見えないのが正直なところです。それに関して、県としては賃上げ補助金の他に、中小企業や商店を応援できる何か効果的なものはありますか。

○小野寺経営支援課総括課長 まず、賃上げをしていくために県と国が何をやっているかということですが、先ほど神崎浩之委員にも御説明申し上げたように、やはり取引管理の適正化が今は一番大切だと考えております。今般、国でも下請中小企業振興法の改正等の対応を進めておりますので、それに実効性を持たせるといったところを、国や関係機関と連携して取り組んでいくことが現下では一番大切だと思っております。

それから、中小企業の経営力向上も非常に重要なテーマでございまして、収益を高める、労働生産性を高めることに向け、経営力向上のためにいろいろと取り組むべきことはあると思いますが、そこで事業者の支えになるのは、やはり商工指導団体の伴走支援です。その部分をきちんと手当し、伴走支援により、中小企業のさまざまな取り組みに対して、タイムリーな支援施策、補助制度を打っていく。それを活用して生産性を高め、経営力の向上を図っていただくといったところをサイクルとして設け、中小企業の皆様に持続的な支援ができるような、自走に結びつけていく支援を展開していく必要があると思います。

○菅原労働課長 先ほどお答えできなかつたことについて改めてお答えします。

まず、神崎浩之委員から御指摘のありました宮城県の最低賃金ですが、973 円です。大変失礼しました。

次に、軽石義則委員から御質問のありました最低賃金の違反事案ですが、私が失念しておりますと、岩手労働局の労働基準関係法令違反に係る公表事案によりますと、最低賃金違反の発生した事案はないということでした。大変失礼しました。

○白澤勉委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白澤勉委員長 ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。

1 件ずつお諮りいたします。まず、受理番号第 54 号令和 7 年度岩手地方最低賃金改正についての請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○軽石義則委員 採択。

○高橋穂至委員 現状の調査が必要だということで継続。

○白澤勉委員長 採択、継続審査との意見がありました。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白澤勉委員長 それでは、意見が分かれており、本請願については継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○白澤勉委員長 起立少数であります。よって、本請願は継続審査しないことに決定いたしました。

休憩いたします。

[休憩]

[再開]

○白澤勉委員長 再開いたします。

本請願について、項目によって意見が異なるようでございます。御承知のとおり、本県議会先例 259 では、請願中採択できない事項があるときは、当該事項を除き採択することとし、一部採択を認めております。については、項目によって意見が異なる委員がいる場合には項目ごとに採決を行うものでありますので、御了承をお願いいたします。

それでは初めに、本請願の中で請願項目の 1 の(1)を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○白澤勉委員長 起立多数であります。よって、請願項目の 1 の(1)は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の 1 の(2)から 1 の(4)及び 2 を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○白澤勉委員長 起立全員であります。よって、請願項目の 1 の(2)から 1 の(4)及び 2 は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第 55 号 2025 年度最低賃金引き上げに関する請願の取り扱いはいかがいたしますか。

[「一部採択」「不採択」と呼ぶ者あり]

○白澤勉委員長 一部採択、不採択との意見がありました。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白澤勉委員長 本請願についても項目によって意見が異なります。御承知のとおり、本県議会先例 259 では、請願中採択できない事項があるときは、当該事項を除き採択することとし、一部採択を認めております。については、項目によって意見が異なる委員がいる場合には項目ごとに採決を行うものでありますので、御了承をお願いいたします。

まず初めに、本請願の中で請願項目の 1 の(1)のアを採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○白澤勉委員長 起立多数であります。よって、請願項目の 1 の(1)のアは採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の 1 の(1)のイを採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○白澤勉委員長 起立多数であります。よって、請願項目の 1 の(1)のイは採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の 1 の(2)のアを採択とすることに賛成の諸君の起立を求

めます。

[賛成者起立]

○白澤勉委員長 起立なしであります。よって、請願項目の1の(2)のアは不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の1の(2)のイを採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○白澤勉委員長 起立なしでございます。よって、請願項目の1の(2)のイは不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の1の(2)のウを採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○白澤勉委員長 起立多数であります。よって、請願項目の1の(2)のウは採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の2を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○白澤勉委員長 起立多数であります。よって、請願項目の2は採択と決定いたしました。

なお、ただいま採択と決定した請願につきましては、国及び関係機関に対して意見書の提出を求める項目がありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○白澤勉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。

なお、ただいま採択されました2件の請願は関係がありますので、意見書はまとめたいと思います。

当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

[意見書案配付]

○白澤勉委員長 なお、ただいまお手元に配付いたしました意見書のうち、国宛て最低賃金改正等に関する意見書の文案中、項目の2(1)、2(2)は先ほど不採択となりましたので、この場で委員長案から削除させていただきます。

以上により、ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思います。これについて御意見はありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白澤勉委員長 それでは、御意見がなければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は、原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○白澤勉委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって商工労働観光部関係の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白澤勉委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。

ここで、岩渕企画理事兼商工労働観光部長、三河定住推進・雇用労働室長が今年度をもって御退職されると伺っておりますので、代表して、岩渕企画理事兼商工労働観光部長から一言お願ひしたいと思います。

○岩渕企画理事兼商工労働観光部長 発言をお許しいただきましたので、若干お話をさせていただきたいと思います。

白澤勉委員長からお話のありましたとおりでございますが、定年延長の制度が入って若干分かりにくくなっていますけれども、当部における本庁の総括課長級以上では、三河定住推進・雇用労働室長と私が3月末で勧奨退職です。一方で、本日出席しておりませんが、観光・プロモーション室の高橋室長につきましては定年延長という形で、4月1日以降は交通政策室の企画指導監として引き続き県庁に残ることになります。

本当に長い間、さまざまなことがございました。思い返すと、東日本大震災津波、コロナ禍、そして今回の大船渡市林野火災を含めた自然災害が続き、非常につらい出来事が多数ありました。そうした中におきまして、委員各位といいますか、議員各位の御助言、御指導、そして励ましがあって、本当に微力ではありますが、県の組織の一員として少しつらかの形で貢献できたのかなというふうに思っています。今の気持ちは、本当にありがとうございますの感謝の一言でございます。本当にありがとうございました。

私たち60歳組は高校3年生のときに盛岡駅一大宮駅間に新幹線が開通しており、いわゆる夜行列車を知らない世代で、新人類と言われ、少しだけポジティブな、これから世の中が楽しくなるのだろうなと安比高原のゴンドラを1時間待って乗ったりした、そういう時代でした。コロナ禍で大活躍したのは、Z世代という今の20代の職員で、ポイント還元とか、我々がなかなかやったことのない事業を非常に前向きにやってもらいました。我々新人類世代でNTT株なりが株価最高値を記録したのですが、今Z世代で株価最高値になっています。人口減少が進んでいるという決定的な違いはありますが、また若い職員が新しい日本、岩手県をつくっていくのだろうなと思っております。皆様方には、引き続き若い職員に御助言、御指導を賜りますようお願いいたします、私からの挨拶といたします。本当にありがとうございました。

○白澤勉委員長 岩渕企画理事兼商工労働観光部長をはじめ三河定住推進・雇用労働室長、そして皆様の新天地での御活躍を御祈念申し上げます。

それでは、商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第 74 号岩手県立高田松原津波復興祈念公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めるについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○澤田都市計画課総括課長 議案（その2）の238ページをお開き願います。議案第 74 号岩手県立高田松原津波復興祈念公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めるについてを御説明いたします。

配付資料の1ページをごらんください。初めに、1、提案の趣旨ですが、岩手県立高田松原津波復興祈念公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、2、議決を求める内容ですが、岩手県立高田松原津波復興祈念公園の指定管理者として、株式会社長谷川建設を指定しようとするものであり、指定の期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とするものであります。

次に、3、指定管理者候補者の選定の経緯であります。（1）、選定委員会の概要であります、外部委員4名を含む5名の委員で構成する県立高田松原津波復興祈念公園指定管理者選定委員会を設置し、第1回の委員会において募集要項及び選考基準の策定、第2回の委員会において再募集要項の策定、2ページに参りまして、第3回の委員会において申請団体に係る審査を行いました。

（2）、募集及び申請受付期間、（3）、申請団体数でありますが、当初、令和6年9月19日から10月23日まで公募を行いましたが、応募者がなかったことから、再度、令和6年12月16日から令和7年1月15日まで公募し、2団体から申請がありました。

（4）、選定方法は、書類審査とプレゼンテーション審査を行っております。

（5）、審査結果につきましては、審査は県民の平等な利用の確保、設置目的を効果的かつ効率的に達成、管理を適正かつ確実に実施する能力の観点等から、採点基準に基づき各委員が採点し、株式会社長谷川建設が指定管理者の候補者として選定されました。なお、候補者の採点結果の内訳は3ページに記載のとおりです。

最後に、4、管理代行料であります、令和7年度から令和9年度までの3か年で1億2,100万円余、債務負担行為限度額として8,200万円を設定しようとするものであります。

以上で議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○臼澤勉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 基本的なことですが、先ほど応募がなかったという説明もありましたが、そもそも当初、前回を含めて、どういう管理をしてきたのかというのがまず一つ。

それから、当初は国で行うということでしたが、どんどん国の分が減り、県の役割が多くなって、私も驚いています。その中には、祈念公園の部分、道の駅の部分、さらに震災遺構の部分もありますが、今回の指定管理のエリアや分担はどうなっているのか、この2

点をお伺いします。

○澤田都市計画課総括課長 指定管理者が行う管理についてですが、基本的に公園、園地の植栽、管理事務所、あとはトイレなどがありますので、そういうたった管理をしております。

国営部分が約 10 ヘクタールになっており、そのほかが県管理の部分となっております。震災遺構につきましては県の管理に含まず、建物は市の管理となっております。ただ、一本松につきましては、基本的に国が管理するエリアということになっております。

○神崎浩之委員 人員体制について、道の駅の部分は別だと思いますが、それ以外の展示の関係も含め、どういう体制で人員を配置されているか伺います。

○澤田都市計画課総括課長 管理体制についてです。管理事務所には 3 名が勤務することになっております。24 時間の常駐はしませんが、365 日そこに勤めていただき、適正な管理をしていくということになっております。

○神崎浩之委員 最後に、応募がなかった理由を聞きたいのですが、先ほども言ったように、当初は国が管理しており、被災 3 県で 1 カ所ずつということで、岩手県は陸前高田市でした。すごく大きなエリアを想定して国がやるのだと思っていたのですが、それがどんどん市や県の部分になって、最終的には、国では本当に少しの部分だけしかやらないことになったので非常に戸惑っています。当初は、市も含めて維持管理があまりかからないように、例えば草刈りが大変だから全部舗装してくれとか、後々我々が維持管理にコストがかからないようにという要望があったのですけれども、現在はきれいな芝生で手がかかっていると思います。新しい建物ですから、恐らく施設的な部分での不具合はないと思いますが、これまでの維持管理の上で、こういうものにお金がかかるとか、こういうことが大変だとか、現場からの要望はどんなものがあったのですか。

○澤田都市計画課総括課長 岩手県立高田松原津波復興祈念公園につきましては、面積が大変広いため、植栽管理といったところでかなり負担といいますか、手間がかかっているということです。そういうことから、植栽の適正な管理につきましてはきちんとやってくれというような要望はありますが、そこは利用実態に合わせて適正な管理に努めていきたいと考えております。

また、最初に応札者がいなかったということについてですが、見直しにおいて人件費や植栽管理に係る労務費単価の上昇を反映させて増額しましたが、当初はその分を含んでいなかったことから、応札がなかったのかと考えております。

○神崎浩之委員 先日も九州地方から大船渡市林野火災の関係で来た方がいましたが、私自身、お客様が来たら絶対に連れていきたいすばらしい施設だと思っています。コロナ禍でも頑張っていただき、東北地方の修学旅行で陸前高田市に来てもらったりとか、努力もされている施設ですので、今後も適正な管理を求めたいと思います。

○白澤勉委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白澤勉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から久慈港長期構想（素案）について発言を求められておりますので、これを許します。

○伊藤港湾空港課総括課長 久慈港長期構想（素案）について説明申し上げます。資料の説明に先立ち、これまでの経緯を御説明いたします。

久慈港長期構想の策定に際しては、学識経験者や地元関係者を含む久慈港長期構想検討委員会を令和4年9月に設置し、これまで2回の委員会を開催してきたところです。今回御説明する久慈港長期構想（素案）の内容については、委員会で頂戴した意見を踏まえ、作成したものとなっております。

それでは、配付資料のうち概要版のほうで説明させていただきます。概要版の1ページをごらん願います。まず、上段のはじめにの策定趣旨についてですが、久慈港においては昭和60年11月に改定した久慈港港湾計画に基づき港湾の整備や利用を行ってきましたが、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた動きなど、港湾計画の前提とした社会情勢や物流環境が大きく変化しております。そのため、行政だけでなく、地域住民や企業などあらゆる主体が久慈港の将来像を共有し、連携しながら取り組みを進めていくためのビジョンとなる長期構想を策定することとしたものです。構想策定後は、その実現に向けて施設整備計画となる久慈港港湾計画を改定し、港湾の整備、利用及び保全を行っていくこととしております。

次に、1、久慈港長期構想の基本目標についてですが、左側の環境変化に社会経済の情勢変化として人口減少、高齢化の進行と労働者不足など四つを挙げ、久慈港を取り巻く環境変化としては三陸沿岸道路整備等陸上交通の充実、浮体式洋上風力発電事業の計画など六つを挙げております。こうした環境変化を踏まえ、長期構想の基本目標については、暮らし・エネルギー・地域産業を守り育む県北の拠点港久慈港としております。

この基本目標を達成するために戦略を四つの分野に分けて定め、それぞれの戦略における主要な取り組みとして14の取り組みを掲げております。一つ目の物流・産業の分野については、戦略を多様な物流・産業ニーズに対応する物流空間づくりと定め、主要な取り組みとして物流ニーズに合った埠頭の再編、大型船型に対応したバルクターミナルの形

成、エネルギー産業拠点の形成などの五つを、二つ目の環境の分野については、戦略をブルーインフラを展開する環境空間づくりと定め、生物多様性の保全、温室効果ガス吸収源の創出の二つを、三つ目の賑わい・交流の分野については、戦略を地域資源を活用した賑わい空間づくりと定め、クルーズ船の受入れ機能の強化、クルーズ船誘致に向けた観光資源の磨き上げなどの四つを、最後、四つ目の安全・安心の分野では、戦略を災害に強い安全・安心な防災拠点づくりと定め、適切な港湾施設の維持管理による安全性の確保、防災機能の強化などの三つの取り組みを掲げております。

続きまして、2ページの2、主要な取り組みをごらんください。ここからは、14の取り組みのうち、各分野の主な取り組みについて説明いたします。まず、物流・産業の分野では、②、大型船型に対応したバルクターミナルの形成として、県北地域で生産される原木や硅石の販路拡大及び金属くずの国内需要拡大に対応するため、大型船型に対応したバルクターミナルを形成することで、地場産業の国際競争力強化を目指すこととしております。また、③、エネルギー産業拠点の形成として、風力発電事業計画に対応する物流拠点形成により新たな地域産業、雇用の創出や、脱炭素化に配慮した取り組みの推進等によるカーボンニュートラルポートの形成を目指すこととしております。

次に、右下の環境の分野では、⑥、生物多様性の保全として、藻場の造成や生物共生型港湾構造物の設置検討などに取り組むこととしております。

続きまして、3ページをごらんください。左側の賑わい・交流の分野では、⑨、クルーズ船誘致に向けた観光資源の磨き上げとして、県内観光地や近隣市町村と連携した三陸地域の魅力を発信する観光メニューづくりに取り組むこととしております。

右側の安全・安心の分野では、⑭、広域防災拠点づくりとして、耐震強化岸壁の整備による近隣港湾との広域的な緊急物資ネットワークの形成や、災害による地域産業や市民生活への影響を低減させるため、港湾の重要機能が最低限維持できるよう港湾B C Pの充実に取り組むこととしております。

概要版の4ページから5ページにかけては、それぞれの取り組みを行う位置や範囲のイメージとして港湾利用ゾーニングをお示ししており、物流ゾーンやエネルギーゾーンなど六つの種類にゾーン分けしているものとなります。

最後、5ページの右側には長期構想実現に向けたロードマップをお示ししており、各取り組みのスケジュールについて、短期、中期、長期に分けて整理したものとなります。

素案の概要は以上です。なお、策定に向けた今後のスケジュールですが、今月下旬から約1か月間のパブリックコメントを実施する予定です。その後、頂戴した意見を踏まえ、長期構想案を作成し、5月にその内容について久慈港長期構想検討委員会に諮った後、6月に長期構想を策定する予定としております。

以上で久慈港長期構想（素案）の説明を終わります。

○白澤勉委員長　ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○神崎浩之委員　洋上風力発電事業について、県土整備部が直接の所管ではないので詳

しい説明は不要ですが、ただ長期構想中 14 のテーマに③、エネルギー産業拠点の形成に風力発電事業計画があります。どちらかというと洋上風力発電の建設に当たっての港湾というような資料だったのですが、分かる範囲でいいので、洋上風力発電の進捗状況と実際の見込みを教えていただきたいと思います。

○伊藤港湾空港課総括課長 久慈港に近いところですと、現在久慈市沖が洋上風力発電の準備区域という位置づけになっております。今後、徐々に次のステップに進み、促進区域になればよいよ事業化するという流れであります。現在は準備区域という、一番最初の段階であります。

○神崎浩之委員 さまざまな課題もあると思いますが、期待を込められておりますので、長期構想の中で着実に進めていただきたいと思います。

もう一つ、湾口防波堤について、これも直接県のものではないので詳しい説明は不要ですが、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震との関係もあり、やはりいつ、どこで、どういうことになるかが心配であります。この長期構想中⑩、防災機能の強化のところに湾口防波堤が出ておりますが、その進捗状況と、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震への対応等についてお聞きしたいと思います。

○伊藤港湾空港課総括課長 久慈港湾口防波堤事業の進捗状況についてでございますが、津波や湾内の港内静穏度向上のため、平成 2 年度から国の直轄事業として進められております。防波堤の計画延長は南堤 1,100 メートル、北堤 2,700 メートルの合計 3,800 メートルで、このうち、令和 7 年 3 月 10 日時点で防波堤ケーソンの据付けが完了しているのは南堤の全延長と北堤の 1,846 メートルとなっており、ケーソン設置延長での進捗率は 77.5% となっております。

それから、津波への防御機能でございますが、浸水エリアを狭くする効果が当然期待されております。ただ、ハード整備だけでは全てのエリアを守ることはできませんので、あわせて、避難が速やかにできるようなソフト対策も関係者と連携して取り組んでいる状況でございます。

○神崎浩之委員 最後に、この長期構想を受けて、では久慈港の売りは何なのかについてお聞きします。昨日の予算特別委員会でも宮古港のフェリーの話が出て、今は小型のフェリーやクルーズ船もいいということでしたが、八戸港と比べた場合に、久慈港のメリット、売りをどのように考えているのか伺います。

○伊藤港湾空港課総括課長 まず、クルーズのお話をいただきましたので、そちらを申し上げますが、毎年ではないのですけれども、久慈港には日本船社のクルーズ船が寄港しております。昨日話題になったのは、どちらかというと外国船社のクルーズ船が今後もふえるという話ですが、ぜひ久慈港にも外国船社のクルーズ船寄港を実現させたいと、そういう内容が長期構想にも盛り込まれております。久慈港には大型クルーズ船の入港はなかなか難しい状況ですが、いわゆるラグジュアリークラスということで、サイズが小さくなるほど高級感が増すという期待はありますので、関係者と連携して、ぜひ実現したいと考えています。

えております。

八戸港との関係であります、距離的に近いということもあり、今でも八戸港を補完する機能を担っている面はあります。八戸港にどうしても余裕がないときに、近くの久慈港を代わりに使いたいという話もあります。

それから、久慈港自体も、先ほど申し上げたように硅石や原木といった取り扱いの増加も今後期待されておりますので、それらに対応できるよう、必要な岸壁や埠頭用地の整備を長期構想に盛り込んだところです。

○神崎浩之委員 ありがとうございます。部局をまたがるものですので、ぜひとも連携を密に取って、長期構想を進めていただきたいと思います。

三つ目ですが、大船渡市林野火災の対応についてはまた来週質問しますが、一般論として、山林火災における道路管理者としての沿道の木の伐採関係は今までどのようにしてきたのでしょうか。先週、大船渡市に行って、太平洋セメント株式会社のところから山に入していくと、すごく臭いもあるし、枝葉のない白い木の根元が黒くなっている立っていて、これはいずれ倒れるだろうと感じました。今は何とか立っている、そういう木が一面にあるのですが、それは農林水産部にも質問します。ただ一方で、一般論としては、大規模災害があれば、交通の対応も含めて、道路管理者は早急に木を切らなければならないですね。所有者等への伐採許可だとか、いろいろ大変だと思うのですが、その辺について、これまで釜石市や宮古市重茂地区でも山林火災がありました、どのように対応してきたのかをお伺いします。

○高瀬道路環境課総括課長 山林火災等での緊急な伐採ということであります。釜石市、宮古市という話がありましたが、近年発生した山林火災においては、県管理道路の沿道まで延焼した事例がないことから、道路管理者による大規模な伐採を実施した事例は承知していないところですが、安全な通行に支障があるものについては個別に対応してきたと思われます。

今回の大船渡市山林火災では、まず一時的に通行止めがあり、それを解除するに当たって事前にパトロールを行った際に、沿道で焼け焦げ、倒木の恐れがある樹木約6本は、当日までに緊急に伐採いたしました。

○神崎浩之委員 今は立っていますが、沿岸は風が強いし、すごく心配です。今回は3回の火災ですよね。末崎町のほうもありますし、そちらのほうの県管理道路はどうだったのかというのもありますが、県道9号も含めて恐らく影響があります。今、大船渡市が所有者も含めて調査していますが、道路管理者として道路、倒木についてはどう考えていますか。

○高瀬道路環境課総括課長 延焼した樹木についてです。まず、我々道路管理者としては、県が管理する道路敷地内のそういう樹木の伐採の必要性は管理上あると思いますので、対応していきたいと思います。また、民有地にあるものにつきましては、もちろん神崎浩之委員御指摘のとおり所有者がいらっしゃいますので、この辺りは大船渡市の林

野部局等を通じて調整しながら、今後の対応を図っていきたいと考えております。

○中平均委員 先ほど、久慈港の長期構想について、神崎浩之委員から多大なる激励のお言葉をいただきまして、ありがとうございます。久慈港の魅力は何なのかという、大変厳しい御意見もいただきましたが、それを克服していくための再度の長期構想作成と認識していますので、神崎浩之委員をはじめ皆さんの御理解をいただきたいと思います。

では、私からも質問していきます。長期構想をつくった上での港湾計画になってくると思うのですけれども、今地球温暖化により海面が上昇していますが、この長期構想において防災拠点としていく中で、そこら辺をどう入れ込んでいくのでしょうか。

○伊藤港湾空港課総括課長 海面上昇については、久慈港に限らず、全国、全世界的な課題になっており、国からも今後の対応について方針が示されております。水際線の堤防の高さと護岸の高さを一律に上げないと浸水してしまいますので、浸水をとにかく防ぐ取り組みを進めなければいけませんが、公共施設だけではなく、民有施設もありますので、民間の所有者と共同で取り組みを進めましょうという方針となっております。

一方、岸壁についても、当然水際にあるわけですので、海面が上昇すれば、それに合わせて上げるという対応が出てまいります。個別の構造物を設計する段階で国が港湾構造物の技術基準を示しておりますので、そういった基準に基づき個別に施設の設計をしていくという対応になると考えております。特に長期構想の中では、海面上昇のことを引き合いに盛り込んでいくといったものはありません。

○中平均委員 海面上昇は、これから 32 センチメートル上がるというデータも出ています。長期構想ということよりは、そのとき、そのときの国の指針を踏まえてやっていくということで、これは久慈港に限らず、県内の各港湾や各漁港等もそうなのだと思いますが、そういった形で進めていくということでおろしいですね、そう理解させていただきます。こうした関係で、国からの予算のつき方であったり、県の予算のつけ方をどうしていくかということはこれから検討するということかと思います。

あとは、代表質問でもこの資料をいただき質問させていただきましたので、あまり細かく詳しくというわけではありませんが、長期構想自体が 20 年から 30 年先の構想です。長期構想ができた上で、今度は港湾計画ですが、前回の改定は昭和 60 年ということで、それからだと三十何年経っていて、前回の港湾計画が当然全部が 100% できているわけではない中で、今回は新しくなってきていますよね。先ほどのご説明のとおり、状況は変わっており、私も代表質問で質問した洋上風力の関係であるとか、ブルーカーボンの関係など、今まで想定していなかったものが出てきています。洋上風力発電の関係については、これから国土交通省から港湾の必要スペックやさまざまな条件が出てくると思います。恐らく、長期構想を決めてから、後の港湾計画でまた具体的な反映ということになると認識していますが、それでよかったですでしょうか。

○伊藤港湾空港課総括課長 港湾計画は実際の施設の整備計画となるものであります、前回の改定は昭和 60 年で時間が経っております。今回長期構想をつくりますが、長

期構想のうち短期に取り組むべきものについては、おおむね 10 年から 15 年先に取り組む内容として港湾計画に今後落とし込んでいくことになります。

その中で、海上風力発電事業の関係ですが、国が設置している海上風力発電の導入促進に向けた港湾のあり方に関する検討会の検討状況、あるいは既に先行している他県の情報収集も行いながら、港湾計画の変更内容を考えていきたいと思っております。

○中平均委員 まず、令和 7 年度中に次の段階を目指して、担当は現地ですが、久慈市と県が取り組んで、次は有識者会議に図っていくことになってきますので、順調に進んでいくと思っております。そういう意味では、県土整備部の皆さんにおかれましては、久慈市とも連携を取りながらお願ひをしていきたいと思います。

先ほど少し触れたブルーカーボンの関係も、これからいわゆる財源確保という面でも非常に大きいと思っております。高橋穂至委員が委員長の脱炭素社会調査特別委員会でも聞きましたが、ブルーカーボンになるとクレジットの金額も非常に高いということもありますので、今回の構想にも含まれていますが、そういう点も含めて、より充実させていただきたいと思います。

あと、可能であればという言い方は変ですけれども、久慈港での湾口防波堤の進捗率が今 77.5% ということでしたが、宮古市より南に比べ、県北地区は外海に直接面しているため、水産業の養殖等がどうしてもできなかつたのですが、今回湾口防波堤ができて、静穏水域ができれば、そういう養殖等もできるようになるというのもあります。今ギンザケの養殖等で静穏湾内を使っていますが、地球温暖化が進み状況が変わってきた中で、釜石市には農林水産部所管の岩手県水産技術センターがありますが、県北地区にはありません。そういう点で、長期構想なり、いろいろな考えの中で、例えば環境ゾーンの中とか、何か一つ、新しい産業振興として水産業を研究できるゾーンがあつてもいいのではないかと私個人は思うのですが、どうでしょうか。

○伊藤港湾空港課総括課長 水産業についても、当然地域の大重要な地場産業ということで、港湾の中でも漁船の船だまり等を整備しているところであります。膨大な静穏水域を養殖等に活用するという動きは既に実践されており、今後湾口防波堤の完成に向けて、さらにそういう範囲も拡大していくものと思っております。久慈港長期構想検討委員会には、漁業関係者の方にも入っていただいており、当然産業のくくりには入りますが、その中で水産業も含めて、港湾管理者として適切に今後も関わって支援をしていきたいと考えております。

○中平均委員 この地域の要望でもありますが、県北地区の水産業の振興に向けて、釜石市のような形の研究施設等もぜひ検討していただきたいと思います。これからまた新しい展開になっていくということでしたので、こういう意見があったことをぜひ構想委員会でも言っていただくほか、検討をお願いしたいと思います。

先ほど湾口防波堤は平成 2 年から着手ということでしたが、私が高校 3 年生だったような記憶があるので、始まったのはそれくらいでしょうか。18、19 歳だと思いました

から、それから考えると大分時間も経ってきて、やっと 77.5%、そこまで見えてきているというところです。国の事業ですが、県でもさまざまな負担が当然ありますが、今後も厳しい財政状況というのは重々存じ上げていますけれども、そういった検討も進めていただきながら、県北地域の振興に向け、港湾をつくり、浮体式洋上風力発電事業を誘致することで、今まで産業的にどうしても県南地域に比べて弱かった県北地域で、また一つの大きな産業に育てていける港湾であり、港湾計画だと思っております。ぜひともこれからもよろしくお願ひしたいということを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○高橋穩至委員 県道 37 号花巻平泉線の長年の課題であった山口地区の狭隘地区は解消されましたが、もう一つの狭隘地区である新田橋の付け替え計画については、平成 14 年頃という計画図が地域に示され、私の住む地域の公民館にも大きな図面が貼ってあり説明も受けたのですが、いつの間にか立ち消えになってしまったと。山口地区がつい 2 年前に開通したので、次かなと思ったらもう計画はないということで、一般質問では、狭隘地区と認識しているが事業効果の確認が必要という答弁だったのですが、図面までつくって、地域にも説明していて、今事業効果の確認が必要というはどういうことなのか、再度質問します。

○小野寺道路建設課総括課長 新田橋につきましては、先ほど高橋穩至委員からお話がありましたとおり、平成 14 年に架け替えの計画案を地元に提示しております。これにつきましては、県道花巻平泉線の隘路区間の対策について、地元住民の方々と意見交換を行い、対策案の一つとして新田橋の架け替え案を提示したものと認識しております。その後、公共事業と予算を取り巻く状況、それから公共事業評価制度の条例化等の変化もありまして、現在事業化には至っていない状況でございます。

○高橋穩至委員 一番は財源がなくなったということではないかと思います。この花巻平泉線は大きく三つの区間に分かれるかと思うのですが、花巻温泉から国道 107 号までのルート、ここまでが大体 28 キロくらいで、国道 107 号から奥州市のほうに入って国道 397 号線までの区間、途中に夏油温泉江釣子線があるのですが、そこを挟んだ区間が大体 25 キロ。そしてそこから南の平泉町までというこの 3 区間かなと思い、全体がどうなっているか一通り走ってみました。需要があるのは、やはり夏油温泉江釣子線を境にして、そこから南のほうは金ヶ崎町の温泉、国道 397 号の辺りから来る道路と、そして花巻温泉まで行く道路、その二つの区間かと思います。今は 2 車線の道路になって一部歩道もついているのですが、この区間の中で唯一片側 1 車線で狭隘区間と言われたのが山口工区でした。ここは地権者との交渉がなかなか進まなくて、10 年以上かかってようやく開通したということです。あと残るは新田橋ですが、橋長は 100 メートルあるかないかぐらいですけれども、前後がまず直角に曲がっていて、片方から来ると待避所もないという状況で、大型が来るとすれ違いができない片側 1 車線で、この区間で狭いのはそこだけです。あとは全部広い道路になっています。必要性ということ自体、認識がされていないのではないかと思うのですが、その点をお願いします。

○小野寺道路建設課総括課長 県道花巻平泉線につきましては、花巻市から平泉町を結び、夏油温泉など観光地へのアクセス道路であるとともに、地域の日常生活を支える大切な路線であると認識し、これまで北上市の山口工区などの整備を進めてまいりました。

新田橋につきましては幅員が狭く、その前後は急カーブとなっていることから、隘路区間と認識しております。本年1月には、夜間や冬季を中心に物損事故も発生しているということで、現場の対策として視線誘導を目的とした安全施設を設置したところです。事業の実施に当たりましては、先ほども御説明しましたが、公共事業評価制度に基づいて総合的に判断していくことになろうかと思います。

○高橋穂至委員 その評価制度ですけれども、毎年まとめられている公共事業の評価ですよね。今事業を行っている計画の評価で、着工から終了までとコストと、それからB／Cが載っているものでよかったです。いいですね。というのは、私たちのほうに毎年来ているその表は、もう事業化されたものに対する評価なのです。では、ここに載っていないものはどこの俎上で上がっていくのか、そこを確認したいと思います。

○小野寺道路建設課総括課長 事業評価制度を踏まえた事業の実施、判断に当たりましては、必要性、重要性、緊急性、効率性、高橋穂至委員がお話ししたB／Cはこの効率性に当たりますが、これらの事前の評価を実施した上で、さらに用地課題などの事業実施の環境や、公共事業予算の動向等も見極めながら総合的に判断しているところであります。新田橋につきましては、高橋穂至委員からもお話がありましたとおり、過去に地元の説明会においてさまざまな御意見を賜ったということで、その調整が必要だということもあったものですから、平成14年度の地元説明会におきましては、まずは事業に対する地元の協力姿勢を確認する意味合いで開催したという状況であります。

○高橋穂至委員 地元の協力体制ということですが、今地元から要望が出されて、平成14年度に説明があったがどうなっているのだという話をされます。地元の状況はそのとおりで、夏油高原のスキー場とか、最近ではすぐ近くの金ヶ崎町和光地区が牛乳の産地で、湯田牛乳のほとんどがその橋を通って西和賀町に行っているなど、トラックが非常に多いところでもあるのです。そういう意味でも、効果をしっかりと検証してほしいですし、地元の要望という意味では、当時よりニーズは高くなっています。私も近くに住んでいるので、車が落ちると引っ張るのを手伝ってくれと動員されたり、そういうことをやっていますので、必要であればまた要望書も出しますけれども、しっかりと検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○小野寺道路建設課総括課長 今後の事業効果の確認につきましては、道路の利用状況、それから先ほど申しました現地での安全施設設置の状況、それから令和7年度には全国一律で実施される交通量調査が予定されておりますので、それらの基礎的な情報を踏まえて、今後必要な対応について検討してまいります。

○高橋穂至委員 データ的に交通量調査となると、あそこはたしかポイントがなかったという気がしていたのですけれども、そこをまた確認しながら、しっかりと検討の俎上に

上げていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○白澤勉委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白澤勉委員長 なければ、これをもって県土整備部からの報告を終わります。

ここで、菅原道路担当技監並びに高井参事兼建築住宅課総括課長が今年度をもって御退職されると伺っております。

代表いたしまして、菅原道路担当技監から一言お願ひいたします。

○菅原道路担当技監 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

今御案内のあったとおり、役職定年ということで退職することといたしました。退職者を代表して、私から一言御挨拶を申し上げます。

私は、答弁者の立場では、令和元年度道路建設課総括課長、建設技術振興課総括課長、そして技監2年ということで、この委員会でお世話になっております。この期間で申しますと、思い出としては、道路建設課ではやはり復興支援関連道路が全部完成したときの、喜びというよりは、何とか完成してよかったなという安堵感を思い出しますし、建設技術振興課ではいわて建設業振興中期プラン2023の策定、非常に苦労しながらつくったことを思い出します。そして、何よりもこの6年間、委員の先生方からは貴重な御意見、そして時には叱咤激励をいただいたというのも大きな思い出の一つであります。先生方からいただいた御意見等が、これほどまで業務遂行の参考になるのかということを最近またひしひしと感じているところであります、この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。

私は、この4月からは、また県土整備関係の団体でお世話になります。現段階ではまだ事務手続中で詳しくは申し上げられませんが、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、商工建設委員会のますますの御発展、そして委員の皆様方には引き続き県土整備部の応援団として叱咤激励をいただきますことをお願い申し上げまして、私からの御挨拶といたします。長い間本当にありがとうございました。

○白澤勉委員長 今後も新天地での御活躍を御祈念申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

それでは、県土整備部の皆様は以上をもって退席されて結構でございます。お疲れさまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、4月に予定しております閉会中の委員会ですが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、道の駅もりおか渋民についてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○白澤勉委員長 御異議がないようでございますので、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任を願います。

おって、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途、議長に対し、閉会中の継続調査の申し出をすることにいたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査については、お手元に配付しております令和7年度商工建設委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議がないようでございますので、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。